

京都京北米認定要領

令和3年3月18日制定

令和5年7月31日改正

(目的)

第1 京都京北・農山村未来かがやき創生推進協議会（以下「協議会」という。）が、京都市右京区京北地域（以下「京北地域」という。）で生産される米について、京都京北米認定要領（以下「要領」という。）を定め、ブランド化を推進することを目的とする。

(定義)

第2 この要領における「京都京北米」とは、第3 認定の対象 及び 第4 認定の要件 に適合した米をいう。

(認定の対象)

第3 認定の対象は、当該年度に、京北地域で生産された「うるち米」とし、品種はコシヒカリ及びキヌヒカリ等とする。

(認定の要件)

第4 次の①～④を満たす玄米であることを前提に、(2) 及び (3) を認定の要件とする。

① 種子更新された米であること

② 当年産米栽培記録管理簿が作成されていること

③ 農産物検査法に基づく検査を受けた米であること

④ ライスグレーダーでの粒径選別により、目幅が 1.85mm 以上の米であること

(2) 協議会が運営する京北ブランド米工房に設置した食味計（以下「米工房食味計」という。）において、玄米の食味数値を計測し、協議会が別で決定する最低食味値以上であること

(3) 協議会の規約第4条に定める構成員（以下「協議会構成員」という。）が販売する玄米又は白米であること

(認定の手続き)

第5 京都京北米の認定を受けようとする協議会構成員（以下「申請者」という。）は、京都京北米認定申請書に必要な事項を記載し、認定を受けようとする玄米と合せて、協議会へ提出するものとする。

(2) 協議会は、米工房食味計により、提出のあった玄米の食味値を計測し、認定の要件を満たした場合、申請者に対し、当該玄米の認定を通知するものとする。

(京都京北米の販売)

第6 京都京北米の販売は、販売用の米袋に、別に定めるロゴマークを使用することを条件とする。

(2) 販売する京都京北米の価格は、協議会において協議し定めるものとする。

(京都京北米の栽培)

第7 京都京北米の生産者は、別に定める栽培指針に基づき、食味の向上と京北地域の環境保全を目指した栽培を行うよう努めるものとする。

(その他)

第8 協議会規約第14条に基づき、協議会が解散する場合、基準は協議会規約に基づく。

附則（施行期日）

この要領は、令和3年3月18日から施行する。

附則（施行期日）

この要領は、令和5年7月31日から施行する。